

- 令和7年度活動テーマ
LPガスの価値を高め、伝え、広めよう!
- 活動目標
1. 制度改正への真摯な取組の推進
 2. 避難所へのGHP等の設置推進
 3. LPガスのプラント力の向上
 4. 災害対策マニュアルの整備
 5. 支部活動の活性化の推進
 6. 協会運営の在り方の見直し

愛媛県LPガス情報

発行所
愛媛県LPガス協会
〒790-0003 松山市三番町6丁目7-2
TEL 089-947-4744
FAX 089-947-8499
E-Mail info@ehime-lpg.or.jp

令和7年度危険物運搬車両の取り締まり結果について

愛媛県では、危険物（高圧ガス）を運搬する車両の安全確保と法令遵守の徹底を目的として、毎年度、愛媛県警察本部と合同で、移動中の危険物運搬車両に対する指導取締りを実施しています。この取締りは、運転者や事業者に対する指導・啓発を通じて、重大事故の未然防止を図ることを目的としたものです。

令和7年度においても、県内各地において合同指導取締りが実施されました。

1. 合同指導取締りの概要

今回の合同指導取締りは、危険物（高圧ガス）の移動に関する基準が適切に遵守されているかを確認するため、主に幹線道路や交通量の多い地点において実施されました。

点検では、車両の構造や表示、積載方法、必要な保安資機材の携行状況などについて、高圧ガス保安法第23条および関係法令に基づき確認が行われています。

区分	点検台数	違反台数	主な違反内容
タンクローリー	8	0	該当なし
容器積載車両 (パラ積み)	6	3	消火器・資材工具等の不携帯
計	14	3	

点検を実施した14台のうち、タンクローリーについては違反は確認されませんでした。容器をパラ積みで運搬していた車両において、3台の違反が確認されました。

3. 違反内容の詳細（LPガス関係）

今回確認された違反はいずれも、LPガス容器を積載した車両が走行中におけるもので、消火器および資材工具等（手袋・赤旗の不携帯）を携行してなかったものです。

これらの保安資機材は、万が一の漏えいや火災発生時に初動対応を行うための重要な装備であり、不携帯は安全確保上、重大な問題となります。

4. 過去事故事例と注意点

令和4年9月には、県外においてLPガス容器を積載した車両が走行中に急制動を行った際、荷崩れを起こし、ガス漏えいおよび火災に至る事故が発生しています。

この事故は、容器の固定不十分や積載状態の不備が一因とされており、輸送中のわずかな油断や確認不足が、重大事故につながることを示しています。

5. 会員事業者へのお願い

会員事業者の皆さまにおかれましては、改めて高圧ガス保安法第23条に基づく移動基準および関係法令を確認していただくとともに、次の点について重点的な対応をお願いします。

- ・消火器、資材工具等の保安資機材が確実に携行されていることの確認
- ・容器の積載方法および固定状態の日常点検の徹底
- ・運転者に対する法令遵守および安全運転意識の継続的な指導

協会としましても、関係機関と連携しながら、会員事業者の皆さまの安全確保に資する情報提供や啓発活動に取り組んでまいります。

協会ロゴ（愛ロゴ）および販促物のご案内

— 会員の皆様とともに進める統一的な広報に向けて —

県下LPガス業界における統一的な広報活動の推進を目的として制作した協会ロゴ（愛ロゴ）は、日常の営業活動や保安啓発、地域への広報など、さまざまな場面でご活用いただくことを想定しております。会員の皆様とともに活用を進めながら、業界として一体感ある情報発信につなげていければと考えております。

各事業者がそれぞれの取り組みを行う中で、業界としての統一的なイメージを示すことは、対外的な理解の促進にもつながります。こうした状況を踏まえ、県下LPガス業界として統一的なイメージのもと情報発信を行うため、協会ロゴ（愛ロゴ）を制作いたしました。

協会ロゴ（愛ロゴ）および販促物につきましては、概要および仕様については順次ご紹介を行い、注文方法の整理を進めたうえで、情報紙12月号において注文書を送付しております。現在、注文書は協会ホームページにも掲載しておりますので、必要に応じてダウンロードのうえご利用ください。

あわせて、ロゴデータの提供方法についてもあらためてご案内いたします。

販促物の注文方法について

販促物の注文につきましては、注文書に記載の方法により、メールまたはFAXにてお申し込みください。

【注文先】

販促物取扱店

（※当協会ではございませんのでご注意ください。）

【注文方法】

情報紙12月号に同封の注文書、または協会ホームページ掲載の注文書をご使用のうえ、メールまたはFAXにて直接お申し込みください。

【ご注意事項】

- ・デザインへの加工・修正には対応できません。
- ・自社名を追加される場合は、注文先へ直接ご相談ください。
- ・販促物の種類によっては、自社名追加に対応できない場合があります。あらかじめご了承ください。



協会ロゴ（愛ロゴ）データの提供方法について
協会ロゴ（愛ロゴ）のデータは、会員事業者の皆様にご活用いただけるよう提供しております。

名刺、チラシ、ホームページ、各種案内文書など、日常の業務や広報活動の中で幅広くご利用いただけます。

【申込方法】
協会代表メールアドレス（info@ehime-lpg.or.jp）宛に件名「ロゴデータ希望」とし、

- ①会社名
 - ②使用用途（予定）
- を記載のうえお申し込みください。

【データの受け取り方法】
申込み内容を確認後、協会より返信メールにてロゴデータを送付いたします。

データ形式は一般的な印刷・WEB利用に対応した形式で提供いたします。
なお、ロゴの統一性を保つため、使用にあたっては別途定める使用基準をご確認ください。

今後の活用に向けて

協会ロゴ（愛ロゴ）は、会員の皆様と協会がともに活用を重ねていくことで、徐々に認知が広がっていくものと考えております。

それぞれの事業所の状況に応じて、日々の業務や広報活動の中で無理のない形から取り入れていただきながら、県下LPガス業界として統一感のある発信につなげていければ幸いです。

今後、活用状況やご意見を踏まえながら、より利用しやすい運用に努めてまいります。引き続きご理解と協力を賜りますようお願いいたします。

自主取組宣言の推進について (お願い)

LPガス業界における商慣行是正および取引の適正化・料金の透明化の推進を目的としてお願いしております「自主取組宣言」につきまして、現在の進捗状況をご報告申し上げますとともに、引き続きのご協力をお願い申し上げます。

制度改正への対応は単なる規制への対応ではなく、LPガスを安心して利用いただくための環境整備であり、業界全体として信頼性を高めていく重要な取組です。その具体的な実践として、事業者自らの意思により取組を示すものが自主取組宣言であります。

【自主取組宣言の進捗状況】

今回の集計では、令和7年11月30日時点における自主取組宣言事業者数は103社となり、令和7年10月1日現在の会員数282社に対して宣言率は36.5%となりました。

前回集計（令和7年9月8日時点）では58社、宣言率20.5%であったことから、宣言事業者数は着実に増加しており、会員事業者の皆様のご理解とご協力により、本取組が進展しているものと認識しております。

なお、参考として掲載しております全国の自主取組宣言の状況を見ると、全国平均の宣言率は下表のとおりとなっております。本県においても今後さらに取組を進めていく余地のある状況にあります。都道府県ごとに取組状況には差が見られるものの、全国的には宣言事業者が増加しており、制度改正への対応が着実に進められております。

【引き続きのお願い】

未宣言の事業者におかれましては自主取組宣言の作成および公表にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

自主取組宣言は単なる形式的な手続きではなく、事業者自らが取引内容や

料金体系を見直し、消費者に対して分かりやすく説明できる体制を整える契機となるものです。制度改正の趣旨を踏まえた自主的な改善が広がることは、業界全体の信頼確保にもつながる重要な取組であります。

また、本取組は一度宣言を行って終わりではなく、日々の業務の中で制度改正の趣旨を意識し、継続的に見直しを行っていくことが重要です。各事業者におかれましては、この機会を自社の取引内容や説明方法を再確認する契機としていただきますようお願いいたします。

自社ホームページを開設されていない場合は、宣言書を店頭に表示のうえ写真を撮影し、提出いただきますようお願いいたします。また、すでに宣言済みで報告がお済みでない方は、提出をお願いいたします。なお、再提出の必要はございません。

【自主取組宣言の作成・提出方法】

【参考資料】

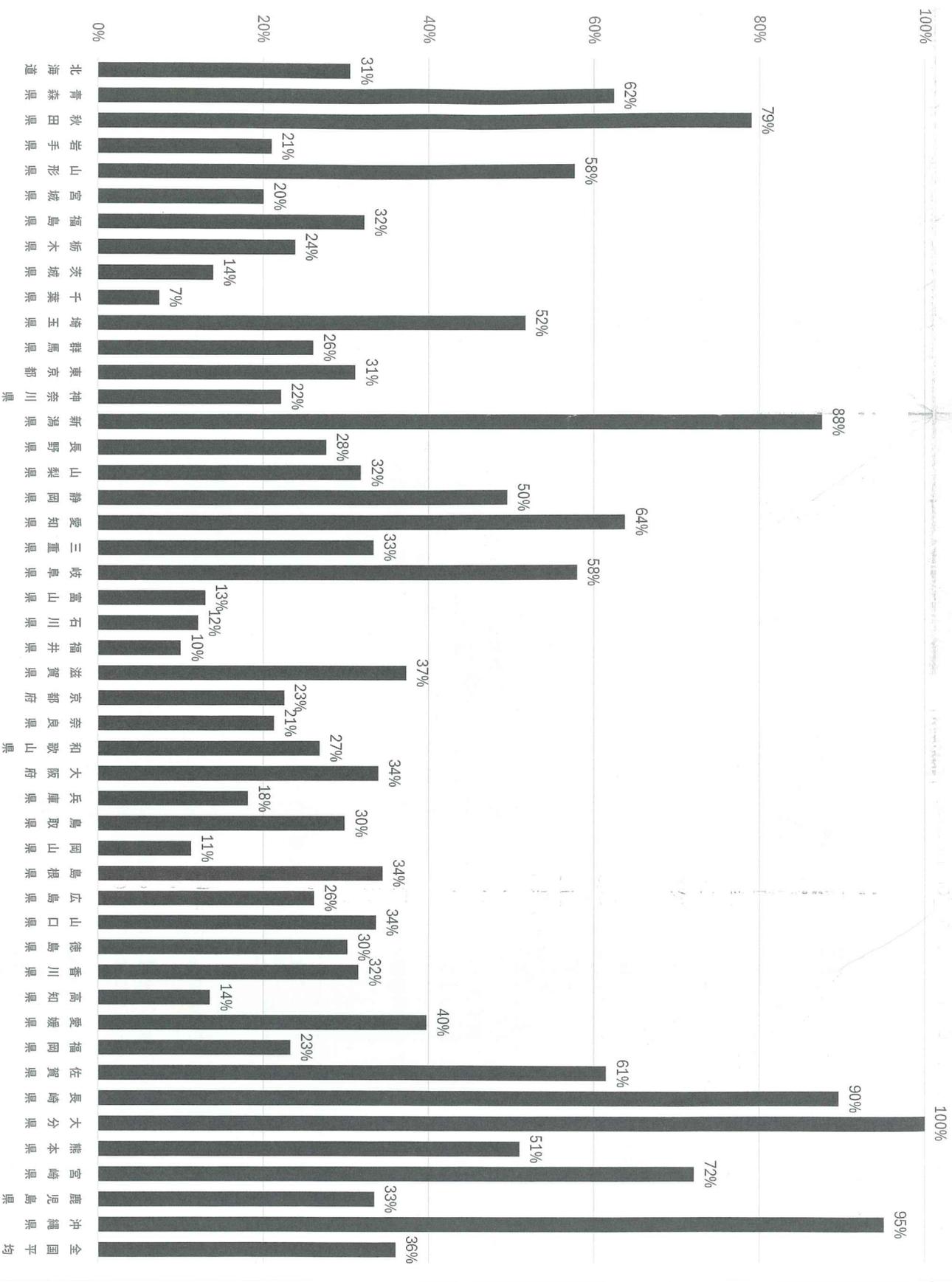
- ・愛媛県LPガス協会ホームページ「LPガス販売指針」
- ・全国LPガス協会ホームページ「取引の適正化・料金の透明化」
<https://japanlpg.or.jp/info/optimization.html>

作成後は、情報紙に同封しております「LPガスの商慣行是正に向けた自主取組宣言の公表について」に必要事項をご記入ください。

自社ホームページを開設されている場合はホームページへ掲載のうえURLをご記入ください。SNSを活用されている場合は掲載後、該当SNS名に〇印をご記入ください。店頭表示の場合は、宣言書を撮影し別紙とともに写真データを提出ください。

提出先は全国LPガス協会宛となりますが、控えとして当協会へも送付いただけますようお願いいたします。

都道府県別宣言事業所割合（宣言事業所数/事業所数）
（令和7年12月末現在）



「よくわかるLPガスの保安と販売」第2次改訂版発行のご案内 (購入のお願い)

このたび、全国LPガス協会と高圧ガス保安協会の共著による書籍「よくわかるLPガスの保安と販売」第2次改訂版が発行されました。

LPガスの特性や流通の仕組み、関係法令、設備の区分と役割、事故の事例と対応、料金制度や販売契約など、販売事業に必要な事項を網羅的に整理し、Q&A形式や図表・イラストを用いてわかりやすく解説した実務書です。新入社員の基礎教育から既存従業員の知識の再確認まで、幅広い場面で活用できる内容となっています。

LPガス販売事業者においては、液化石油ガス法に基づき、従業員に対する保安教育の実施が求められています。

本書は、保安および販売業務の基本事項を体系的に整理していることから、保安教育における基礎教材として活用しやすい内容です。

【活用例】

- 新人教育における導入教材
- 社内研修での共通テキスト
- 法令改正事項の確認資料
- 既存従業員の知識再確認（リスキリング）

当協会としても、会員事業者における保安教育の充実に資する教材として本書を紹介するものです。社内研修や教育資料としての導入について、ぜひご検討くださいようお願いいたします。

購入を希望される場合は、下記の高圧ガス保安協会ホームページ内「図書紹介」ページをご確認のうえ、講習関係図書の注文と同様の方法によりお申込みください。注文、支払いおよび発送については、同ページに記載の図書販売の取扱いに準じます。

図書紹介ページ

https://www.khkg.or.jp/public_information/public_introduction/



最新版のご案内
—社 全国LPガス協会・高圧ガス保安協会 共著—

よくわかるLPガスの保安と販売

9年ぶりの改訂

第2次改訂版

販売事業所の新入社員、配送・保安機関、LPガス関連事業に携わる方に好評の本書を、9年ぶりに改訂・発行します。

—社 全国LPガス協会と高圧ガス保安協会の共著により、LPガスの特性、流通、法令、設備、事故のほか、料金制度、販売契約など、事業に必要な実践的知識を1冊に集約しました。

料金制度、物流効率化など、最新の法令・制度を反映した本書を、新人教育、リスキリング、従業員研修にぜひご活用ください。

●定価2,860円(税別)送料実費
●令和8年2月6日発行

LPガス販売事業者の
LPガス販売の教育
の一環としてもご活用下さい!!

LP法第18条にて義務化されている
従業員への教育

本書の構成

- 1 エネルギーとしてのLPガス
- 2 LPガスの特性(単位・物性等)
- 3 LPガスの流通(経路・規格等)
- 4 LPガスの法令(運用・規制等)
- 5 LPガスの設備(区分・役割等)
- 6 LPガスの販売(料金・契約等)
- 7 販売事業に係る関連法令(特約法等)
- 8 LPガスの事故(事故事例等)
- 9 参考資料(消費者相談事例等)

「新人ワゴン」と「ベテランさん」によるQ&A形式で展開。
以下の内容についてわかりやすく解説します。

知任者からベテランさんまで幅広く役立つ。Q&A形式を通じて、保安・販売の知りたかったことを学べます。解説だけでなく、イラストや図、写真を使って、さらに知識を深めるための「イラストワゴン」情報も収録。

令和8年春季全国火災予防運動への協力について —火災予防意識の一層の向上に向けて—

消防庁においては、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の普及と火災による被害の軽減を目的として、毎年「春季全国火災予防運動」を実施しています。

近年の火災発生状況を見ると、住宅火災による死者のうち高齢者の占める割合は依然として高く、少子高齢化の進行や高齢者単身世帯の増加を背景として、高齢者の人命安全確保が重要な課題となっています。また、大規模地震時には電気に起因する火災が発生する事例も多く、平常時から火災予防対策の重要性が改めて認識されています。

LPガス事業者は、日常の保安業務を通じて地域の安全確保に重要な役割を担っています。本運動の趣旨を踏まえ、火災予防意識のさらなる向上と安全確保の徹底にご協力をお願いいたします。

概要

(1) 目的

火災が発生しやすい時季にあわせ、火災予防思想の普及を図り、火災の発生を防止するとともに、高齢者を中心とした人的被害の軽減および財産損失の防止を目的として実施されるものです。

(2) 実施期間

令和8年3月1日(日)から3月7日(出)まで(7日間)

(3) 全国統一防火標語

「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」

(4) 重点推進項目

- 住宅防火対策の推進
- 地震火災対策の推進
- 林野火災予防対策の推進
- 住宅火災では高齢者の被害が多いことから、火気の適正な取扱い、住宅用火災警報器の維持管理、避難体制の確認など、日常生活に密着した防火対策の徹底が求められています。また、春先は乾燥や強風により林野火災が発生しやすい時期であり、屋外での火気使用に対する注意喚起も重要とされています。

車両火災予防運動について

春季全国火災予防運動とあわせて、「車両火災予防運動」が同一期間に実施されます。本運動は、車両交通関係者および利用者の火災予防意識の高揚を図り、車両火災の発生防止と安全な輸送の確保を目的として実施されるものです。

(1) 目的

車両の適切な維持管理および防火安全対策の徹底を図り、車両火災の発生を未然に防止するとともに、安全で円滑な輸送の確保を図ることを目的としています。

(2) 実施期間

令和8年3月1日(日)から3月7日(出)まで
(春季全国火災予防運動と同一期間)

(3) 主な推進事項

- 車両の内燃機関および電気系統の点検整備の徹底
- 消火器設置義務車両における消火器の点検および取扱方法の習熟
- 初期消火、通報および避難体制の確認
- 危険物品の安全輸送の励行
- 車両からのたばこの投げ捨て防止等の基本的な防火行動の徹底
- LPガス事業者においては、容器配送車両等による輸送業務を日常的に行っていることから、車両の整備状況の確認や積載時の安全確認など、輸送時の安全対策を改めて見直す機会とすることが重要です。

日常業務の中での確実な保安活動と利用者への適切な周知が、火災の未然防止につながります。本運動を契機として、改めて保安意識の向上と安全確保の徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の施行について (周知)

令和7年6月11日に公布された「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」(令和7年法律第60号。以下「改正法」という。)のうち、違法な白トラへの規制強化や運送の再委託回数に関する新たなルール等について、令和8年4月1日から施行されることとなりました。

今回の法改正は、トラックドライバーの労働環境の改善や、物流取引の適正化を目的としたもので、運送を「委託する側」である荷主の責任が、これまで以上に明確化された点が大きな特徴です。

特に、白ナンバーのトラックによる有償運送(いわゆる「白トラ」)については、荷主が関与した場合でも処罰や是正指導の対象となる可能性があることから、注意が必要です。

改正法の円滑な施行には、運送事業者のみならず、荷主を含む関係者全体の理解と協力が不可欠であるため、以下の改正内容についてご確認ください。

1. 今回の法改正で何が変わるのか。
(1) 違法な「白トラ」を使った運送への規制が強化されます。
荷主等が、白ナンバーのトラックで有償運

送を行う業者に運送を委託した場合、新たに処罰の対象となります。

これにより、運送を依頼する際には、「相手が緑ナンバーの適法な事業者かどうか」を確認することが、これまで以上に重要となります。

- (2) 運送の「再委託」は2回までが原則となります。

貨物自動車運送事業者および貨物利用運送事業者に対し、再委託の回数を2回以内とする努力義務が新たに課されます。

多重下請構造を是正し、取引の透明性を高めることが目的であり、元請・一次請けを含めた取引全体の見直しが求められます。

- (3) 貨物利用運送事業者にも書面管理が求められます。

これまで貨物自動車運送事業者のみに課されていた、

- 運送契約内容を明確にするための書面交付
 - 実際に運送を行う事業者を管理するための実運送体制管理簿の作成
- について、貨物利用運送事業者にも新たに適用されます。

2. 【重要】LPガスを配送するトラックの取扱いについて

今回の法改正に関し、LPガス業界における配送実務との関係について、特に注意が必要です。

自社のLPガスを自社の車両(白ナンバー)で配送し運賃等の利益が発生しない場合には、白ナンバートラックであっても違法行為には該当しません。

一方で、自社のLPガス配送を外部の業者に委託しその対価として運賃の請求を受けている場合には、当該委託先は緑ナンバーのトラックを使用していることが前提となります。

会員各位におかれましては、「自社配送か」「外部委託か」「運賃の有無」といった点を改めて整理し、改正法に抵触することのないよう十分ご留意ください。

令和7年度 高圧ガス製造 保安責任者等試験 保安試験結果集計

昨年11月9日(日)アイテムえびめ大展示場(松山市)で実施されました令和7年度高圧ガス製造保安責任者等試験(国家試験)の試験結果がまとまりましたので、報告いたします。今年度の合格率等は右記表のとおりです。

合否通知書は、令和8年1月5日(月)に高圧ガス保安協会試験・教育事業部より発送済みです(ただし、必要な受験科目を全て受験したものに限り)。

また、高圧ガス保安協会ホームページ(<https://www.khk.or.jp/>)にて合格者番号の発表がされております。

試験合格者は、実務経験の有無にかかわらず免状交付申請が可能です。合格通知に同封しております免状交付申請書を使用してお手続きください。記入方法・送付先など詳細については、申請書の記載をよくご確認ください。

(問い合わせ先)
高圧ガス保安協会 試験・教育事業部門
☎03-3436-6102

令和7年度高圧ガス製造保安責任者等試験結果集計表

試験の種類	受験科目の区分	受験願書受付数	受験者数	合格者数	本県合格率(%)	全国合格率(%)
乙種化学	全科 令 免 除	33	25	7	28.0	34.6
	法 令 免 除	1	1	0	0.0	64.3
	保安管理技術及び学識免除 計	32	32	28	87.5	84.8
丙種化学(液石)	全科 令 受 験	66	58	35	60.3	51.1
	保安管理技術及び学識免除 計	53	44	10	22.7	19.6
	全科 令 受 験	23	23	21	91.3	90.6
丙種化学(特別)	全科 目 受 験	76	67	31	46.3	47.4
	保安管理技術及び学識免除 計	26	23	4	17.4	24.7
	全科 令 免 除	30	30	27	90.0	82.4
乙種機械	全科 目 受 験	56	53	31	58.5	55.7
	保安管理技術及び学識免除 計	91	72	16	22.2	30.4
	全科 令 免 除	1	1	1	100.0	67.5
第二種冷凍機械	全科 令 免 除	26	25	24	96.0	87.7
	保安管理技術及び学識免除 計	118	98	41	41.8	47.8
	全科 目 受 験	15	15	8	53.3	38.2
第三種冷凍機械	全科 令 免 除	16	16	13	81.3	87.9
	保安管理技術及び学識免除 計	31	31	21	67.7	52.4
	全科 目 受 験	72	67	27	40.3	45.0
第一種販売	全科 令 免 除	12	12	11	91.7	87.9
	保安管理技術免除 計	84	79	38	48.1	51.6
	全科 目 受 験	16	15	5	33.3	33.4
第二種販売	全科 令 免 除	1	1	1	100.0	91.3
	保安管理技術免除 計	17	17	16	94.1	67.3
	全科 目 受 験	34	33	22	66.7	42.4
液化石油ガス設備士	全科 令 免 除	31	31	12	38.7	40.0
	保安管理技術免除 計	29	26	21	80.8	84.2
	全科 目 受 験	2	2	2	100.0	90.8
合計	全科 令 免 除	2	2	1	50.0	88.1
	保安管理技術免除 計	64	61	36	59.0	58.1
	全科 目 受 験 (筆記)	23	22	12	54.5	48.5
合計	全科 目 受 験 (技能)	12	12	10	83.3	75.1
合計	全科 目 受 験	552	502	265	52.8	

四国ガス(株)との転換情報

(2026年1月転換処理分)

項目	LPガスから 四国ガスへ転換	四国ガスから LPガスへ転換	差 引	転換された累計
地区				
今 治	0	0	0	4,685
松 山	7	2	5	12,351
宇 和 島	0	0	0	3,102
計	7	2	5	20,138

※累計は昭和58年8月転換協定以降の数

協会日誌



- 1月9日(木) 第4回保安部会 (松山市男女共同参画推進センター)
- 2月3日(火) 第7地域連絡協議会令和7年度第3回全体会議 (川之江文化センター)
- 2月4日(水) 第3回流通部会 (松山市男女共同参画推進センター)
- 2月16日(月) 第2回お客様相談所委員会 (えびめ共済会館)